

書式第 3 8

【書類名】 意匠登録料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【併合識別】 併合

【併合件数】

【意匠権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【登録料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【併合納付の明細】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

【意匠登録番号】

【納付年分】 第 年分

【納付金額】

[備考]

- 1 「【併合件数】」の欄には、併合により行う手続の合計件数(「件」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。
- 2 予納した見込額からの納付の申出を行うときは、~~「【納付者】」の欄に印を押すか又は識別ラベルをはり、~~「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から併合納付に充てる登録料の合計額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記載する。
- 3 特許印紙又は現金(納付書を用いた場合に限る)により登録料を納付するときは、「(【登録料の表示】)」の欄の記載は不要とする。特許印紙又は現金納付に係る納付済証はそれぞれ別の用紙にはり、その上にその額を括弧をして記載(現金納付に係る納付済証については記載不要)し、別紙として添付する。また、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、

「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

- 4 その他は、意匠法施行規則様式第18の備考1から4まで、6、7、~~1-1-10~~から~~1-3-12~~まで、~~2-0-19~~及び~~2-2-21~~並びに様式第19の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第18の備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。

(改訂令和 ~~2・12~~~~元・7~~)